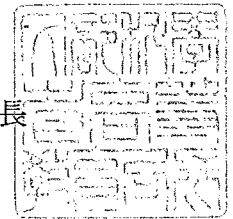


平成26年3月31日
25文科高第1107号
社援発0331第65号

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
社会福祉士学校又は介護福祉士学校
を置く各国公私立大学長
関係団体の長
地方厚生（支）局長

文部科学省高等教育局長



（印影印刷）

厚生労働省社会・援護局長
（公印省略）

「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」
の一部改正について

今般、「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日付け19文科高第918号文部科学省高等教育局長、社援発第0328002号厚生労働省社会・援護局長通知）を別添のとおり改正し、平成26年4月1日から適用しますので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。

○ 「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」 (平成20年3月28日19文科高第918号、社援発第0328002号、文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長通知) (別添)
(変更点は下線部)

改正後	現行
各都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 国公立大学長 関係団体の長 地方厚生(支)局長 平成20年3月28日 19文科高第918号 社発第0328002号 [第1次改正] 平成23年10月28日 社援発第1028号第1号 23文科高第721号 [第2次改正] 平成25年6月26日 社援発0626第9号 25文科高第260号 [第3次改正] 平成26年3月31日 社援発0331第65号 <u>25文科高第1107号</u>	各都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 国公立大学長 関係団体の長 地方厚生(支)局長 平成20年3月28日 19文科高第918号 社発第0328002号 [第1次改正] 平成23年10月28日 社援発第1028号第1号 23文科高第721号 [第2次改正] 平成25年6月26日 社援発0626第9号 25文科高第260号
文部科学省高等教育長 厚生労働省社会・援護局長	文部科学省高等教育長 厚生労働省社会・援護局長
社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第2号及び第3号又は第39条第1号から第3号までの規定(社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされている同法第3条による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定を含む。)に基づく学校の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校を	社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第2号及び第3号又は第40条第2項第1号から第3号若しくは第5号の規定に基づく学校の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号)(以下「学校指定規則」という。)に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添1のとおり「社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を、

校指定規則（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号）（以下「学校指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添1のとおりに「社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を、別添2のとおりに「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を定め、学校の指定に際しては、学校指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成21年4月1日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）附則第2条第2項の規定に基づき指定を行う場合にあっては、平成20年4月1日）より適用することとしましたので通知します。

別添（略）

別添2 介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針

I 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第39条第1号から第3号まで（社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行い行うことができることとされている同法第3条による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新法」という。）第40条第2項第1号から第3号までを含む。以下同じ。）に規定する学校

1・2（略）

3 設置計画書等に関する事項

(1) 法第39条第1号から第3号までの規定に基づく学校（以下「介護福祉士学校」という。）を設置しようとする者は、授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による介護福祉士学校設置計画書を地方厚生（支）局長に提出すること。

(2) ～ (5)（略）

4・5（略）

6 学生等に関する事項

(1)（略）

(2) 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこととし、入学の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと

。また、入学志願者に対しては、入学願書にあわせて、それぞれの書類を提出させること。

なお、法第39条第2号（新法第40条第2項第2号を含む。以下同じ。）に基づく社会福祉社に関する科目の読み替えの範囲については

別添2のとおりに「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を定め、学校の指定に際しては、学校指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成21年4月1日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）附則第2条第2項の規定に基づき指定を行う場合にあっては、平成20年4月1日）より適用することとしましたので通知します。

別添（略）

別添2 介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針

I 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までに規定する学校

1・2（略）

3 設置計画書等に関する事項

(1) 法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づく学校（以下「介護福祉士学校」という。）を設置しようとする者は、授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による介護福祉士学校設置計画書を地方厚生（支）局長に提出すること。

(2) ～ (5)（略）

4・5（略）

6 学生等に関する事項

(1)（略）

(2) 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこととし、入学の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと

。また、入学志願者に対しては、入学願書にあわせて、それぞれの書類を提出させること。

なお、法第40条第2項第2号に基づく社会福祉社に関する科目の読み替えの範囲については別添示す。

別添示す。

ア 法第39条第1号（新法第40条第2項第1号を含む。以下同じ。

）に該当する者

（略）

イ 法第39条第2号に該当する者

大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は各種学校の卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者にあつては、そのことを証明する書面）及び様式3による法第39条第2号に基づく社会福祉に関する科目の履修証明書

ウ 法第39条第3号（新法第40条第2項第3号を含む。以下同じ。

）に該当する者

（略）

（3）・（4）（略）

（5）他の法第39条第1号から第3号までの規定に基づく学校又は養成施設（以下「他の養成施設等」という。）において履修した科目については、学生等からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を当該他の養成施設等のシラバス等により評価し、当該介護福祉士養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、総履修時間数の2分の1を超えない範囲で当該介護福祉士学校における科目の履修に代えて差し支えないこと。

（6）～（8）（略）

7 教員に関する事項

（1）～（3）（略）

（4）専任教員以外の教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として介護福祉士学校が認めたものであること。ただし、医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員については、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であること。なお、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第5号）による改正後の学校指定規則（以下「新学校指定規則」という。）第5条第9号の2の「その他の者」と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は「介護職員等によるたんの吸引等の実施のた

ア 法第40条第2項第1号に該当する者

（略）

イ 法第40条第2項第2号に該当する者

大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は各種学校の卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者にあつては、そのことを証明する書面）及び様式3による法第40条第2項第2号に基づく社会福祉に関する科目の履修証明書

ウ 法第40条第2項第3号に該当する者

（略）

（3）・（4）（略）

（5）他の法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づく学校又は養成施設（以下「他の養成施設等」という。）において履修した科目については、学生等からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を当該他の養成施設等のシラバス等により評価し、当該介護福祉士養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、総履修時間数の2分の1を超えない範囲で当該介護福祉士学校における科目の履修に代えて差し支えないこと。

（6）～（8）（略）

7 教員に関する事項

（1）～（3）（略）

（4）専任教員以外の教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として介護福祉士学校が認めたものであること。ただし、医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員については、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であること。なお、学校指定規則第5条第9号の2の「その他の者」と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は「介護職員等によるたんの吸引等の実施のため

めの研修事業（指導者講習）の開催について」（老発第0824第1号平成23年8月24日。以下「研修事業」という。）（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習を修了した者が含まれること。

8 教育に関する事項

- (1) 学校指定規則別表第4に定める教育内容は、法第39条第1号の学校にあっては別表1の内容以上、同項第2号の学校にあっては別表2の内容以上、同項第3号の学校にあっては別表3の内容以上であること。

(2) ～ (4) (略)

9～12 (略)

II 新法第40条第2項第5号に規定する学校

1～2 (略)

3 設置計画書等に関する事項

法第39号第1号から第3号までに規定する学校における取扱いに準ずることとするが、設置・変更に係る届出期限は、設置・変更日の9か月前まで（当該学校が法第39条第1号から第3号まで又は第40条第2項第1号の規定に基づく学校、養成施設、高等学校又は中等教育学校の指定を受けている場合における設置に係る届出期限については、設置日の8か月前まで）の提出でよいこと。

4 指定申請書等に関する事項

法第39条第1号から第3号までに規定する学校における取扱いに準ずることとするが、開始・変更に係る届出期限は、開始・変更日の3か月前までの提出でよいこと。

5 学則に関する事項

法第39条第1号から第3号までに規定する学校における取扱いに準ずること。

6 学生等に関する事項

(1) ・ (2) (略)

- (3) 新学校指定規則別表第4の2に基づき編成された各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。

(4) (略)

7 教員に関する事項

- (1) 教員の数は、新学校指定規則別表第4の2に基づき編成された各科目を担当するのに適当な数であること。

ること。

8 教育に関する事項

- (1) 学校指定規則別表第4に定める教育内容は、法第40条第2項第1号の学校にあっては別表1の内容以上、同項第2号の学校にあっては別表2の内容以上、同項第3号の学校にあっては別表3の内容以上であること。

(2) ～ (4) (略)

9～12 (略)

II 法第40条第2項第5号に規定する学校

1～2 (略)

3 設置計画書等に関する事項

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する学校における取扱いに準ずることとするが、設置・変更に係る届出期限は、設置・変更日の9か月前までの提出でよいこと。

4 指定申請書等に関する事項

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する学校における取扱いに準ずることとするが、開始・変更に係る届出期限は、開始・変更日の6か月前までの提出でよいこと。

5 学則に関する事項

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する学校における取扱いに準ずること。

6 学生等に関する事項

(1) ・ (2) (略)

- (3) 学校指定規則別表第4の2に基づき編成された各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。

(4) (略)

7 教員に関する事項

- (1) 教員の数は、学校指定規則別表第4の2に基づき編成された各科目を担当するのに適当な数であること。

(2) (略)

ア 教務に関する主任者

実務者研修教員講習会修了者等であつて、かつ、新学校指定規則第7条の2第1号ホ(1)から(5)(同条第2号ハを含む。)のいずれかに該当する者であること。なお、同号ホの「その他」と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護教員講習会を修了した者、実務者研修教員講習会における講師を含むものとすること。

イ 専任教員

新学校指定規則第7条の2第1号ハ(同条第2号ロを含む。)の専任教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として実務者養成施設が認められたものであること。

ウ 介護過程Ⅲ

介護福祉士実習指導者講習会修了者等であつて、かつ、新学校指定規則第7条の2第1号ホ(1)から(5)(同条第2号ハを含む。)のいずれかに該当する者であること。なお、同号へ(同条第2号イ)において準用する場合を含む。)の「その他の者」と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護教員講習会、実務者研修教員講習会又は介護技術講習に係る主任指導者養成講習若しくは指導者養成講習を修了した者を含むものとすること。

エ 医療的ケア

新学校指定規則第7条の2第1号ト(同条第2号イにおいて準用する場合を含む。)の基準を満たす必要があること。なお、同号トの「医療的ケア教員講習会修了者等」の扱いについては、Iの7の(4)と同様であること。

8 教育に関する事項

- (1) 新学校指定規則別表第4の2に定める教育内容は、別表5の内容以上であること。
- (2) 新学校指定規則別表第4の2に定める科目には、別表5に定める当該教育内容に係る「教育に含むべき事項」が全て含まれており、かつ、当該教育内容に係る「到達目標」が達成されるものであること。

(3) (略)

通信主体の課程における印刷教材による授業、放送授業、メディアアを利用して行う授業には、新学校指定規則第7条の2第2号に定め

(2) (略)

ア 教務に関する主任者

実務者研修教員講習会修了者等であつて、かつ、学校指定規則第7条の2第1号ホ(1)から(5)(同条第2号ハを含む。)のいずれかに該当する者であること。なお、同号ホの「その他の者」と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護教員講習会を修了した者、実務者研修教員講習会における講師を含むものとすること。

イ 専任教員

学校指定規則第7条の2第1号ハ(同条第2号ロを含む。)の専任教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として実務者養成施設が認められたものであること。

ウ 介護過程Ⅲ

介護福祉士実習指導者講習会修了者等であつて、かつ、学校指定規則第7条の2第1号ホ(1)から(5)(同条第2号ハを含む。)のいずれかに該当する者であること。なお、同号へ(同条第2号イ)において準用する場合を含む。)の「その他の者」と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護教員講習会、実務者研修教員講習会又は介護技術講習に係る主任指導者養成講習若しくは指導者養成講習を修了した者を含むものとすること。

エ 医療的ケア

学校指定規則第7条の2第1号ト(同条第2号イにおいて準用する場合を含む。)の基準を満たす必要があること。なお、同号トの「医療的ケア教員講習会修了者等」の扱いについては、Iの7の(4)と同様であること。

8 教育に関する事項

- (1) 学校指定規則別表第4の2に定める教育内容は、別表5の内容以上であること。
- (2) 学校指定規則別表第4の2に定める科目には、別表5に定める当該教育内容に係る「教育に含むべき事項」が全て含まれており、かつ、当該教育内容に係る「到達目標」が達成されるものであること。

(3) (略)

通信主体の課程における印刷教材による授業、放送授業、メディアアを利用して行う授業には、学校指定規則第7条の2第2号に定め

める通信課程に係る基準を適用すること。

- (4) 教育の質が担保される場合には、一部の教育について他の養成施設等（別添2-IIにおいては、他の法第39条第1号から第3号まで又は新法第40条第2項第5号の規定に基づく学校又は養成施設等をいう。以下同じ。）に実施させることが可能であること。

(略)

- (5) ・ (6) (略)

9 医療的ケアに関する事項

基本研修の時間数及び演習並びに実地研修の回数及び条件については、法第39条第1号から第3号までに規定する学校における取扱いと同様であること。併せて、以下の点に留意すること。

- (1) ～ (3) (略)

10 情報開示に関する事項

法第39条第1号から第3号までに規定する学校における取扱いに準ずること。ただし、実務者研修の場合には介護実習に関する科目は存在せず、また、実務者研修の性格に鑑みると、学生等の多くは現に就業中であることが想定されることがから、介護実習及び卒業者の進路に関する情報については、情報開示の対象外とすること。

11 運営に関する事項

法第39条第1号から第3号までに規定する学校における取扱いに準ずること。

別表1 (法第39条第1号の介護福祉士学校関係)

(略)

別表2 (法第39条第2号の介護福祉士学校関係)

(略)

別表3 (法第39条第3号の介護福祉士学校関係)

(略)

別表4 (略)

別表5 (新法第40条第2項第5号の介護福祉士学校関係)

(略)

る通信課程に係る基準を適用すること。

- (4) 教育の質が担保される場合には、一部の教育について他の養成施設等（別添2-IIにおいては、他の法第40条第2項第1号から第3号若しくは第5号の規定に基づく学校又は養成施設等をいう。以下同じ。）に実施させることが可能であること。

(略)

- (5) ・ (6) (略)

9 医療的ケアに関する事項

基本研修の時間数及び演習並びに実地研修の回数及び条件については、法第40条第2項第1号から第3号までに規定する学校における取扱いと同様であること。併せて、以下の点に留意すること。

- (1) ～ (3) (略)

10 情報開示に関する事項

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する学校における取扱いに準ずること。ただし、実務者研修の場合には介護実習に関する科目は存在せず、また、実務者研修の性格に鑑みると、学生等の多くは現に就業中であることが想定されることがから、介護実習及び卒業者の進路に関する情報については、情報開示の対象外とすること。

11 運営に関する事項

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する学校における取扱いに準ずること。

別表1 (法第40条第2項第1号の介護福祉士学校関係)

(略)

別表2 (法第40条第2項第2号の介護福祉士学校関係)

(略)

別表3 (法第40条第2項第3号の介護福祉士学校関係)

(略)

別表4 (略)

別表5 (法第40条第2項第5号の介護福祉士学校関係)

(略)